未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習 志 野 市

報　道　発　表　資　料
平成２７年　９月　７日

習志野市の教育に関する大綱の策定について

問　合　せ：企画政策課　担当者：越川・伊藤・徳岡　０４７（４５３）９２２２

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第１条の３第１項に規定されている大綱の策定について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

１．習志野市の教育に関する大綱の策定について

習志野市では、平成 27 年 8 月 5 日に開催された平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議における協議内容を踏まえ、これまでの教育委員会の取組を継続して実施することが最良であるとの考え方から、新たに大綱を策定せず、平成 25 年度に策定された習志野市教育基本計画をもって大綱に代えることと決定いたしました。

２．平成 27 年度第 1 回総合教育会議における市長発言抜粋

「本市におきましては、市と教育委員会が一体となって教育行政に取り組んでおり、この度の法改正以前から、本市は既に両者の確固たる意思疎通が図られているものと思慮しているところでございます。

こうしたことから、大綱につきましては、これまでの教育委員会の取り組みを継続して実施することが最良であると考えます。

よって、習志野市教育基本計画を大綱に代えることとし、別途大綱の策定はしない方向で進めることとしたいと私は考えております。」

３．大綱とは

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

４．習志野市教育基本計画について

別紙「概要版」参照

５．周知について

平成 27 年 9 月 7 日に習志野市ホームページにおいて公開しております。

併せて、平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議の議事録を公開しております。

問合せ：企画政策部企画政策課　　担当者：越川・伊藤・徳岡
電　話：０４７（４５３）９２２２

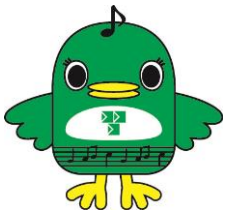

習志野市ご当地キャラ
ナラシド♪